

新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合ケーブルテレビの広告放送に関する条例

平成 28 年 2 月 24 日

新川地域介護保険組合条例第 40 号

(趣旨)

第1条 この条例は、新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例（平成 28 年条例第 39 号）第 20 条に規定する広告、宣伝及び提供番組に関する番組の放送（以下「広告放送」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(放送基準)

第2条 理事長は、新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合ケーブルテレビ放送番組基本方針に準拠して、広告放送の可否を決定する。ただし、当該広告放送が次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として放送することができない。

- (1) 黒部市、入善町及び朝日町（以下「1市2町」という。）内に事業所又は店舗を有しない業者によるもの
- (2) 政治及び宗教活動に関するもの
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (4) 法律等に抵触すると認められるもの
- (5) 社会的問題等についての意見広告に類するもの
- (6) 名刺広告及びこれに類すると見なされるもの。ただし、団体名での年賀広告等は、この限りでない。
- (7) あたかも 1 市 2 町が推奨していると思われる表現のもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、理事長が不適当と認めるもの

(放送の方法等)

第3条 広告放送は、行政コミュニティチャンネル（091ch）の自主放送番組内で放送する。

2 広告放送の放送時間の単位は、次のとおりとする。

- (1) 広告及び宣伝は、1 回当たり 15 秒又は 30 秒とする。
- (2) 提供番組は、1 回当たり 15 分、30 分又は 60 分とする。

3 広告放送の放送回数は、次のとおりとする。

- (1) 広告及び宣伝は、1 日 3 回から 6 回までの範囲内で放送し、1 週間で最低 35 回とする。
- (2) 提供番組は、15 分番組は 1 日 4 回、30 分番組は 1 日 2 回、60 分番組は 1 日 1 回とする。
- (3) 申込者の責めによらない理由によって前 2 号の規定未満の放送となった場合は、協議の上、翌週以降に放送するものとする。

4 広告及び宣伝の放送期間の単位は 1 箇月又は 1 年とし、提供番組の放送期間の単位は 1 週

間、1箇月又は1年とする。ただし、1箇月とは4週間、1年とは365日とする。

5 広告及び宣伝の放送素材は原則として持ち込みとするが、新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合 CATV 放送センター（以下「センター」という。）に制作を依頼する場合は静止画のみとし、その枚数は、放送時間が1回当たり15秒の場合は2枚まで、30秒の場合は4枚までとする。ただし、提供番組の放送素材の制作は、行わない。

（申込みの方法）

第4条 広告放送の申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、放送開始日の14日前までにセンターに申込書（様式第1号）を提出し、理事長の承認を受けなければならぬ。ただし、広告及び宣伝の放送素材の制作をセンターに依頼する場合は、放送開始日の21日前までに提出するものとする。

（放送料金の納付等）

第5条 放送料金等は、別表のとおりとする。ただし、別表により難いと理事長が判断する場合は、この限りでない。

2 申込者は、広告料を納入通知書により納付しなければならない。

（放送料金の免除）

第6条 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条に規定する放送料金の全部を免除することができる。

- (1) 国及び地方公共団体が作成したもの
- (2) 日本赤十字社の活動に関するもの
- (3) その他、理事長が認めるもの

（その他）

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和元年8月29日条例第5号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

別表（第5条関係）

（令元条例5・一部改正）

1 広告及び宣伝の放送料金表

放送期間	放送時間（1回当たり）	
	15秒	30秒
1箇月	5,500円	11,000円
1年	55,000円	110,000円

2 提供番組の放送料金表

放送期間	放送時間（1回当たり）		
	15分	30分	60分
1週間			11,000円
1箇月			44,000円
1年			440,000円

3 広告及び宣伝の制作料金表

時間	金額
15秒	22,000円
30秒	33,000円

様式第1号(第4条関係)

広告放送の申込書

年月日

新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合理事長様

住所(所在地)

事業所名

代表者名

印

連絡先(担当者)

(電話)

新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合ケーブルテレビの広告放送に関する条例に基づき、下記のとおり広告放送を申込みます。

1 内容及び目的

2 希望する放送日程等 ※該当する箇所に○をつけてください。

(1) 広告及び宣伝放送

・1箇月(4週間) 1回あたりの放送時間 15秒 年月日(金曜日)～ 年月日(木曜日)

(2) 提供番組

・1週間(7日間) 1回あたりの放送時間 分 年月日(金曜日)～ 年月日(木曜日)

3 確認事項(※詳細は附属資料を参照)

・広告放送は、行政コミュニティチャンネルで放送する。

・広告及び宣伝の放送時間は15秒とし、その放送回数は、1日3回から6回の範囲で1週間最低35回を放送し、1箇月(4週間)で最低140回放送するものとする。ただし、放送単位は1箇月とする。

・提供番組の放送回数は、60分放送は1日1回、30分放送は1日2回を放送し、1週間でそれぞれ7回、14回放送するものとする。ただし、放送単位は1週間とする。

・申込みの締切は毎月20日とし、理事長の承認を受けた後、翌々月以降に放送する。ただし、申込み多数の場合は抽選とする。

・下記の事項のいずれかに該当する場合は、放送できない。

(1) 黒都市、入善町及び朝日町(以下「1市2町」という。)内に事業所又は店舗を有しない業者

(2) 政治及び宗教活動に関するもの

(3) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの

(4) 法律等に抵触すると認められるもの

(5) 社会的問題等についての意見広告に類するもの

(6) 名刺広告及びこれに類すると見なされるもの。ただし、団体名での年賀広告等は、この限りでない。

(7) あたかも1市2町が推奨していると思われる表現のもの

(8) その他、理事長が不適当と認めるもの

※番組編成の関係または落雷等の事故により、予告なく広告放送できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

処理事項

※記入不要

(放送期間) (放送時間)

・ 広告及び宣伝放送 1箇月 15秒

・ 提供番組 1週間 30分 60分

(放送料金) 円×本=円

(制作料金) 円×本=円

料金 合計 円

確認	事務担当	番組担当	処理日